

平成22年度保育所入所児童の募集について

平成22年度保育所入所児童を下記のとおり募集します。

なお、申込書は各保育所及び保健福祉課、総合支所、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所にありますので内容を確認のうえ必要事項を記入し、保健福祉課または総合支所、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所へ提出願います。 ※現在入所されている方も新たに申込みが必要です。

1. 募集人員

◎日高保育所 (日高地区) 60名 ◎富川二葉保育所 (富川地区) 90名
◎門別わかば保育所 (本町地区) 60名 ◎厚賀すずらん保育所 (厚賀地区) 45名

2. 申込期限 平成22年2月23日(火)まで

3. 保育所に入所できる基準

保育所に入所できる児童(小学校就学前の乳幼児)は、その家庭が次のいずれかの事情にある場合です。ただし、同居の親族その他の人が保育できる場合は除かれます。

- (1) 居宅外で仕事をしていること。
- (2) 居宅内で児童と離れて日常の家事以外の仕事をしていること。
- (3) 妊娠中である(母子手帳添付)又は出産後間がないこと。
- (4) 求職中であること。
- (5) 疾病若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。(医師の診断書添付)
- (6) 長期にわたり疾病の状態にある、又は精神若しくは身体に障害を有する親族を常時介護していること。
- (7) 震災、風水害、火災、その他の災害の復旧に当たっていること。
- (8) 町長が認める前各号に類する状態にあること。

※上記基準内であっても保育所の定員に余裕がないときなどは、入所できない場合がありますのであらかじめご承知ください。

※入所児童数により、一部年齢別クラスを併せて混合保育をする場合もありますのでご了承ください。詳しくは、下記へお問い合わせ下さい。

本庁保健福祉課 福祉・子育て支援グループ TEL01456-2-6183
日高総合支所住民生活課 住民・福祉グループ TEL01457-6-3173

『認知症サポーター』養成講座を受講しませんか？

認知症とは、老化に伴う物忘れとは違い、正常であった脳の知的な働きが、後天的ないろいろな病気によって、持続的に低下した状態のことです。

認知症になると、物忘れが激しくなったり、時間・場所の見当がつかなくなったり、理解・判断力等に障害が出てきます。

認知症の方は、症状が進むにつれて、一人で日常生活を送れない場合もあり、家族をはじめ、周りの人の心温まるちょっとした手助けがあれば在宅生活を続けることが可能ですが、まだまだ偏見が残っており、本人や家族が苦しんでいることも珍しくありません。

そこで、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る「認知症サポーター」を、地域で一人でも多く増やしていくことが望まれます。

認知症サポーターには何かを特別にやってもらうものではなく、自分のできる範囲で活動してもらいます。友人や家族にその知識を伝える、隣人あるいは商店・交通機関等、町で働く人として手助けをするなど。サポーターには認知症を支援する目印「オレンジリング」をつけてもらいます。

認知症サポーターになるためには、1時間から1時間30分程度の「認知症サポーター養成講座」を受講して認知症の基礎知識を学んで、認知症を正しく理解していただきます。

地域住民(地域組織、各種団体など)、職域(企業・団体など)、学校関係(小中高生、教職員、PTAなど)10名以上であれば講師(キャラバンメイト)が訪問し、講座を実施いたしますのでお気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 門別地域包括支援センター

〒059-2121 日高町門別本町29-3 電話01456-2-6789

平成22年7月1日から

ごみの分け方・出し方が変わります

容器包装廃棄物をリサイクルし、環境負荷の軽減と自然資源の消費を抑制しましょう






新

平成22年7月から こんなところが新しくなります。

新

「資源ごみ」の分類が7区分になります

現在「資源ごみ」は「びん」と「ペットボトル」の2区分ですが、平成22年7月からは下記の7区分になります。

- ①「空き缶」……………ビール缶・ジュース缶・缶詰など   マークのあるもの
- ②「空きびん」……………飲料のびん・調味料のびん・化粧品のびんなど
- ③「ペットボトル」……………飲料のペットボトル・調味料のペットボトルなど  マークのあるもの
- ④「発泡スチロール・白色トレイ」……………色や柄のついていない発泡スチロール・食品トレイ
- ⑤「その他の紙類」……………菓子箱・ティッシュ箱・紙袋など  マークのあるもの
- ⑥「その他のプラスチック類」……………洗剤などのボトル容器・卵ケース・弁当容器・菓子袋など  マークのあるもの
- ⑦「新聞・雑誌・紙パック・段ボール」……………新聞・雑誌・紙パック・段ボールなど

新

「指定袋」で出すものと「証紙」を貼って出すものに分かります

「指定袋（区別に色付）」で出していただくものは

区 分	指定袋	容量と金額（1枚当たり）	
燃えるごみ	黄 色	20ℓ・40円	40ℓ・80円
資源ゴミ（空き缶）	ピン ク	20ℓ・20円	40ℓ・40円
資源ゴミ（空きびん）	青 色	20ℓ・40円	40ℓ・80円
資源ゴミ（ペットボトル）	乳白 色	20ℓ・20円	40ℓ・40円
資源ゴミ（発泡スチロール・白色トレイ）	赤 色	20ℓ・40円	40ℓ・80円
資源ゴミ（その他の紙類）	緑 色	20ℓ・40円	40ℓ・80円
資源ゴミ（その他のプラスチック類）	透明 色	20ℓ・40円	40ℓ・80円

※指定袋の金額（1枚当たり）については予定額です。

「証紙」を貼って出していただくものは

区 分	出 し 方	金額（1枚当たり）
燃えないごみ	70ℓ以下のプラスチック製容器（従来と変わりません）	70円
資源ごみ（紙パック・新聞・雑誌・段ボール）	梱包して出す（10kg以下）	70円
大型ごみ	個出し（従来と変わりません）	300円

詳細は随時お知らせしてまいりますのでよろしくご願ひ申し上げます。また、住民説明会につきまして平成22年2月～3月の間に予定しております。

問い合わせ先

平取町外2町衛生施設組合 (01457-2-2024)
日高町役場住民課 (01456-2-6182)
むかわ町役場町民生活課 (0145-42-2414)

平取町役場町民課 (01457-4-6111)
日高町日高総合支所施設農林課 (01457-6-2024)
むかわ町穂別総合支所町民課 (0145-45-2114)